

法務局から地図作成事業についてのお知らせ（お手数でも、必ず御一読ください。）

甲府地方法務局では、富士吉田市新町一丁目、二丁目、下吉田一丁目、三丁目、緑ヶ丘一丁目、富士見一丁目の各一部地区（下図の赤線で囲んだ地区。以下対象地区といいます。）におきまして、不動産登記法第14条第1項に定める精密な地図を作成することとなりました。

つきましては、当該事業の目的及び概要を下記のとおりお知らせしますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

事業期間等

事業期間：令和7年9月から令和9年3月まで（※ 大まかな作業のながれについては、裏面をご参照ください。）

事業計画機関：甲府地方法務局

作業実施機関：公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

地図を作成する理由

不動産登記法は、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的として定められています（不動産登記法第1条）。そして、この目的を達成するため、同法第14条において、土地の位置・区画を明確にするために登記所には精度の高い地図を備え付けることとされています。

しかしながら、現在、法務局に備え付けられている対象地区の地図（公図）は、明治時代に課税のために作成されたものを基礎としており、一筆一筆の土地についての大きな位置関係、形状等を確認することは可能ですが、筆界（境界）を現地に明確に示すことはできません。

そこで、甲府地方法務局では、対象地区において、一筆の土地ごとに利用状況や筆界（境界）を確認して正確な測量を行い、現地を復元することが可能な精度の高い地図を作成し、土地の位置・区画・面積・地目を明確にすることとしました。

地図作成の効果

- ☆ 国家基準点（※世界基準に基づき定められた測量の基準となる点）に基づいた測量により作成された地図によって、土地の位置・区画を正確に特定することができるため、筆界（境界）に関する争いを未然に防ぐことができます。
 - ☆ 確認した土地の筆界（境界）点に境界保全標（金属プレート、鋳、プラスチック杭等の境界標識）が設置され、その確認の成果を保全するとともに、現地における筆界（境界）の位置が視覚的に明らかになり、①土地を巡る紛争予防や、②土地管理の負担軽減に繋がり、③公共事業の実施の際のコスト低減も期待されます（現地の状況により設置できない場所もありますので、あらかじめ、ご了承ください。）。
 - ☆ 境界標識が紛失して土地の筆界（境界）が不明になっても、今回作成する地図に基づいて測量を行うことにより、筆界（境界）を確認することができ、境界標識を同じ場所へ再設置することもできます。
 - ☆ 地目や面積が登記内容と異なることが判明した土地は、通常、土地所有者が自己負担で現況に合致させる登記を行うところ、地図作成事業においては、法務局が職権で現況に合致させる登記処理を行います（所有者の住所・氏名変更や相続登記は職権ではできません。）。
- ※ ただし、筆界未定地となった土地は除く（別紙「筆界未定地となることによる損失」をご参照ください。）。
- ☆ 地図は、「不動産登記法第14条第1項地図」として法務局に備え付けられ、厳格な維持管理がされます。

皆様にお願ひすること（※ 重要）

- ☆ 境界杭や標識などは、測量の基礎となるものですから、絶対に移動させないでください。
- ☆ 筆界（境界）につきましては、事前に隣地の人と位置を確認しておいてください。
- ☆ 測量などのために、皆様方の所有地へ立ち入ることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ☆ 裏面「地図作成事業のながれ」の項番3にある事前調査・境界点調査・現況測量の中で、白色ペンキによる境界へのマーキング作業がありますが、マーキングできない箇所（舗装されていない地面等）には、仮杭（木の杭）を設置させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

測量・職権登記の費用

- ☆ 測量及び職権登記に必要な経費の個人負担はありません。ただし、筆界（境界）確認のときに立ち会っていただくための交通費等は、個人負担となります。なお、筆界（境界）を確認した土地の各筆界（境界）には、一筆地立会調査（裏面5）から一筆地測量（裏面6）までのあいだに、筆界保全標を設置します。

調査票について

今後の作業において所有者様へのご連絡に使用させていただきますので、別添「調査票」に必要事項を記載の上、住民説明会へお越しになられる方は、その際にご持参ください。お越しにならない方につきましては、令和7年10月14日(火)までに同封の返信用封筒にてご返送をお願い申し上げます。

なお、「調査票」に記載された情報は地図作成事業以外の業務には一切使用いたしません。

問合せ・連絡先

この作業について、ご質問、ご不明な点がございましたら、下記にお問合せください。

開設時間 午前8時30分～午後5時15分
土日、祝祭日、年末年始を除く

〔現地事務所〕

〒409-3843 山梨県中央市西花輪3544番地1 レスタウン立川R
甲府地方法務局 法第14条地図作成事業現地事務所
電話 055-278-6677
※令和8年5月頃、富士吉田市内に地図作成事業のための現地事務所を設置予定

〔事業計画機関〕

〒400-8520 山梨県甲府市丸の内一丁目1番18号
甲府地方法務局 登記部門
電話 055-252-7174



不動産登記法第 1 4 条第 1 項地図作成事業のながれ（お知らせ）

1 地図作成事業に係る説明書類の送付及び住民説明会（令和 7 年 1 0 月）

（別添「不動産登記法第 1 4 条地図作成事業に関する説明会の開催について（ご案内）」をご参照ください。）

☆ 地図作成事業の趣旨等をご理解いただくため、本資料を送付させていただいたほか、事業対象地区内の土地所有者の皆様を対象に、令和 7 年 1 0 月 8 日および 1 1 日、住民説明会を開催します。法務省のホームページにて事業の説明動画も配信しておりますが、疑問等がある方や、改めて説明をご要望される方は、住民説明会へお越しいただければ幸いです。

なお、お越しにならない方につきましては、別添「調査票」に必要事項を記載の上、同封の返信用封筒にて、令和 7 年 1 0 月 1 4 日(火)までにご返送くださいますようお願いいたします。今後の作業において、ご連絡をする際に使用させていただきます。

法務省のホームページ (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00236.html)

地図作成事業の説明動画 (https://www.youtube.com/watch?v=xhYSQPvC-fU)

2 基準点の設置等（令和 7 年 1 0 月下旬～ 1 2 月下旬）

☆ 地図作成をするための基準となる箇所へ真鍮製の基準点を埋設し、その基準点の測量を行います。

- ※ 作業実施機関の作業員が法務局の腕章をつけて、作業を実施します。
- ※ 基本的に道路等の端に埋設しますが、状況によっては、敷地内に埋設させていただく場合があります。
- ※ 状況によっては、敷地内に立ち入る場合があります。
- ※ 基準点の埋設作業の際、打設音が生じる等、ご迷惑をおかけする場合がありますが、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

3 事前調査・境界点調査・現況測量（令和 8 年 1 月中旬～令和 8 年 4 月中旬）

（別添「不動産登記法第 1 4 条地図作成事業における事前調査実施と現況測量について（お知らせ）」をご参照ください。）

☆ 現地の境界杭等に基づいて、現状、筆界（境界）と思われる箇所の測量を行います。

☆ 現況の地目や所有者の氏名・住所などの調査と共に、境界杭等の状況を調査します。

- ※ 作業実施機関の作業員が法務局の腕章をつけて、作業を実施します。
- ※ 敷地内に立ち入らせていただきます。
- ※ 所在不明の所有者の情報等を、作業実施機関の作業員がお尋ねする場合がありますので、皆様のご協力をお願いします。
- ※ 現状、筆界（境界）と思われる箇所へ、白色ペンキによるマーキング（状況によっては、仮杭（木杭）の埋設）を行います。

4 官公庁による立会い（先行立会）（令和 8 年 4 月中旬～ 5 月中旬）

☆ 道路、水路、河川等の官有地の筆界（境界）について、あらかじめ先行して立会いを実施します。

- ※ 作業実施機関の作業員が法務局の腕章をつけて、作業を実施します。
- ※ このような官有地と隣接する土地の筆界（境界）が、この先行立会をもって確定するものではありません。
- ※ 隣接土地の所有者等の立会いは、先行立会の後の項番 5 で行います。

（重要）

5 土地所有者等の立会い（一筆地立会調査）（令和 8 年 5 月中旬～ 9 月下旬）

☆ 全ての土地について所有者または相続人若しくは代理人等に立ち会っていただき、筆界（境界）の確認を行います。

☆ 立会いは、土日祝祭日を除く平日に行う予定です。

- ※ 立会い 2 週間前までに、立会日時等が記載された立会通知書（はがき）を発送します。
- ※ 立会日時は、約 2, 000 筆の立会いを約 4 か月半で効率的に行う必要があることから、誠に勝手ながら、こちらで決めさせていただきますが、通知到着後、どうしても都合がつかない方は、現地事務所へご連絡いただければ、ある程度の日時の再調整を行うことは可能です。
- ※ 立会いの際、「立会通知書」と「運転免許証や保険証、マイナンバーカードなど本人確認ができるもの」をご持参ください。
なお、代理人が立ち会う場合は、立会通知書の委任状欄に必要事項を記載の上、「立会通知書」と「運転免許証や保険証、マイナンバーカードなど代理人の本人確認ができるもの」をご持参ください。
- ※ 作業実施機関の作業員が法務局の腕章をつけて、作業を実施します。
- ※ 市町村が実施する地籍調査のような近隣所有者等を一斉に集めての立会いではなく、一筆ごとの所有者個々との立会いとなります。
- ※ 敷地内に立ち入らせていただきます。
- ※ 筆界(境界)へのマーキングについて、隣接所有者等と筆界（境界）の位置の認識が相違しているなどの理由により確認できない箇所には、黄色ペンキによるマーキングを行い、隣接所有者等と筆界(境界)の位置について相違がなく確認できた箇所には、赤色ペンキによるマーキングを行います。
- ※ 隣接所有者等と筆界(境界)の位置について、認識が相違した場合は、後日、当事者双方立会いの下、再度、現地の確認を行います。

6 一筆地測量（令和 8 年 7 月～ 1 0 月下旬）

☆ 項番 5 で確認できた筆界（境界）について、測量を行います。

☆ 測量は、土日祝祭日を除く平日の午前 8 時 3 0 分頃から午後 5 時 3 0 分頃までに行う予定です。

- ※ 作業実施機関の作業員が法務局の腕章をつけて、作業を実施します。
- ※ 敷地内に立ち入らせていただきます。

7 縦 覧 -じゅうらん- （令和 8 年 1 2 月中旬）

☆ 備え付けられる予定の地図の皆様の土地の形状及び登記簿に記載される予定の内容（面積等）を記載した書類を、縦覧案内状とともに縦覧期間開始 2 週間前までに送付します。なお、感染拡大防止の観点から事前予約制とさせていただきます。

- ※ 送付されたご自身の土地に関する記載内容に異議がある場合は、縦覧期間内に異議の申出をすることができます。
- ※ 異議の申出を行う場合は、電話予約の上、お手数でも縦覧会場（開催場所未定）までお越しください。
その際、運転免許証やマイナンバーカード、保険証など本人確認ができるもの(代理人の場合は、代理人の本人確認ができるもの)をご持参ください。

8 登 記（令和 9 年 2 月上旬～ 3 月末）

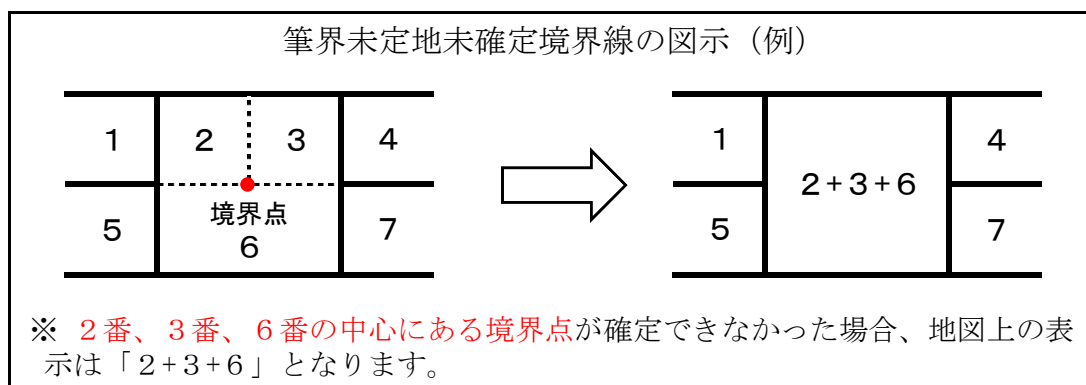
☆ 上記項番 1 から 7 までの結果に基づき、登記官が職権で地図及び地積測量図の備付け並びに登記記録の修正を行います。

- ※ 修正後の地図や登記記録、地積測量図は、令和 9 年 4 月(予定)から取得できるようになります。

筆界未定地となることによる損失

地図作成事業において、立ち会っていただけなかったり、認識の不一致などで筆界の確認ができない場合は、対象土地のみでなく、隣接する土地も含めて筆界が決まらない「**筆界未定地**」として処理されます。

筆界未定地として処理されますと、法務局に備え付けられる地図に、「1 + 2」などのように地番が+で表示され、区画線が引かれない状態となります(下図参照)。また、登記情報にも筆界未定地との記載がされることになります。さらに、測量できないため、地積測量図も作成されません。



その他、土地の売買、建物の建て替え、土地を担保とした金融機関からの融資等について、不利益を受ける可能性があります。

また、筆界未定地の解消には、多くの場合、測量代等に多額の費用が掛かり、その費用は全て個人負担となります。

筆界が確認できない場合は、隣接地所有者の皆様にも「筆界未定地」とお伝えしなければなりません。できる限り、そのような結果とならないようにご理解、ご協力をお願いします。

土地の売買等の不利益

筆界が不明な土地を売買する際に、売買代金を確定できない場合や、筆界未定地解消のため多額の費用を要することから、その分、地価を非常に安価に見積もられたり、面積が明確でないため建物の建ぺい率や容積率の計算ができず建て替えに支障が生じたり、筆界が明確でない土地のため、融資を行うに当たっての担保価値の計算ができずに支障が生じるなど、様々な不利益を受ける可能性があります。

多額の費用

筆界未定の解消には、一般的にお隣との折衝（境界確認書の締結）を始め、土地の測量、地図訂正、地積更正登記の各種手続が必要です。通常は、土地家屋調査士に依頼することになりますので、その手数料も必要となります。

土地の大きさなどにもよりますが、数十万円は要すると考えられます。

個人負担

今回の作業で筆界を確認できない土地については、筆界未定地として地図を作り事業が終了します。

事業終了後に筆界未定が解消しても、制度上・予算上においても、法務局が介入することはできず、当事者で解消していただくことになり、その費用は、全て個人負担となります。

※ 以上の損失は、当該土地を相続する相続人にも引き継がれていくことになりますし、このようなリスクの高い土地の取引は、敬遠されがちです。

土地所有者の皆様へ

(事業計画機関) 甲府地方法務局

(作業実施機関) 公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

不動産登記法第 14 条地図作成事業における事前調査実施と現況測量について (お知らせ)

不動産登記法第 14 条地図作成事業における事前調査とは、現状の土地の境の状況、所有者の状況を調査するものであり、現況測量とは、この事前調査に基づき、現況の測量を行うものです。

1 予定工期 令和 8 年 1 月中旬～令和 8 年 4 月中旬

2 作業内容

(1) 事前調査

上記 1 の予定工期中に、土地の調査を行います。所有者又は管理人の方には、立ち会っていただく必要はありません。ただし、調査のために敷地内に立ち入る必要がありますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

この時、ご在宅の方には、下記のアからオの事項をお伺いしますので、ご協力をお願いいたします。

ア 登記記録上の所有者の住所・氏名について変更の有無。これらの事項に変更がある場合は、変更後の住所・氏名を調査します。

イ 相続発生の有無。登記記録上の所有者が死亡し、その相続の登記が行われていない場合は、誰がその該当地を相続することになったのかを調査します。

ウ 地目の変更の有無。登記記録上の地目と現況の地目が同一かどうかを調査します。

エ 境界標識が設置されているかどうか、設置されていればどこに設置されているか等、境界標識の現状を調査します。

この調査の際、境界標識が地中に埋もれている場合は、境界の誤認が生じる可能性がありますので、作業員が確認しやすいようにご協力をお願いいたします。なお、境界標識の探索が必要な場合は、日程調整して境界標識の調査を行わせていただくこともあります。

オ 登記所に備え付けられている地積測量図以外の測量図等があれば、筆界点調査の資料といたしますのでご提示ください。ご提示いただいた資料は、複写させていただき、即日ご返却いたします。

(2) 現況測量

上記 1 の予定工期中に、測量を行います。現況測量では、上記 2 (1) の調査で探索した境界標識や塀の位置等を測量する関係上、敷地内に立ち入る必要があります。身分証明書を携帯し、「法務局」と書かれた黄色い腕章を付けた作業実施機関の作業員が測量作業のために敷地内に立ち入り、測量作業を行いますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

また、現状、筆界(境界)と思われる箇所へ、白色ペンキによるマーキング(状況によっては、仮杭(木杭)の埋設)を行います。

甲府地方法務局登記部門

甲府地方法務局 法第 14 条地図作成事業現地事務所

TEL 055-278-6677